

議案第111号

財産の取得について議決を求める件

財産の取得について、鹿児島県財産に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり議決を求める。

令和3年11月提出

鹿児島県知事 塩田康一

次のとおり財産を取得する。

- 1 財産の種類及び数量 化学消防車 1台
- 2 取得金額 176,000,000円
- 3 取得の相手方 東京都中央区日本橋二丁目5番1号  
帝國纖維株式会社

(提案理由)

徳之島空港に配備している化学消防車を更新しようとするものである。